

＝業界情報＝

自動車点検整備推進運動の実施について

国土交通省より9、10月の2ヶ月間を重点期間として、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開する旨の通知がありましたのでお知らせします。マイカ一点検キャンペーンと本推進運動を併せて行い、積極的に各種イベントに参加しPRいたします。

平成29年度「自動車点検整備推進運動」実施要領 抜粋

【目的】

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっている。

一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、昨年1月には、軽井沢で発生したスキーバス事故は世の中に大きな衝撃を与えた。それを受け同年6月に国土交通省がとりまとめた総合的対策の中には、特に老朽化したバスを念頭に、車齢に応じた整備をバス事業者に求めていくことが盛り込まれ、本年3月には、「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定したところである。

中古のバスも数多く使用されているという現実の中で、バスの火災事故も目立ってきていることをはじめ、大型車の車輪脱落事故や車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生していることから、安全確保のために確実な点検・整備(日常点検、定期点検及びその結果必要となる整備をいう。)を行うことが、ますます重要となっている。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっている。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は十分ではない。

また、大型車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車両火災事故、車輪脱落事故及び車体フレーム腐食による事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みも必要である。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」と連携を図りつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうとともに、大型車のユーザーにあっては、車両火災の発生部位となっている燃料装置や電気配線等の装置、ホイールの取付状態、車体フレームの腐食状態等について、より確実な点検・整備の実施を求ることとする。

【重点項目】

- (1) 点検・整備の必要性の啓発(女性、10代から30代の自動車ユーザー、長期使用車両の自動車ユーザーに重点を置く。)
- (2) 大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) エコ整備(点検・整備によるCO₂削減効果をいう。)の積極的な啓発

推進運動期間中の予定

- 1) 9月 6日 甲府駅南口駅前広場における広報活動
- 2) 9月30日 点検整備推進デー(マイカー無料点検等)
イトーヨーカドー甲府昭和店

「不正改造車を排除する運動」強化月間(6月)における街頭検査の実施結果に関するプレスリリースについて

「不正改造車を排除する運動」強化月間(6月)における街頭検査の実施結果について、国土交通省より下記のとおりプレスリリースが行われたので、お知らせ致します。

別添

国土交通省



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 29 年 8 月 25 日
自動車局 整備課
環境政策課

平成 29 年度「不正改造車を排除する運動」強化月間における街頭検査の実施結果 ～整備不良車・不正改造車 307 台に整備命令等を発令～

国土交通省では、騒音の原因となる違法マフラーを装着した車両など悪質な不正改造車を排除するため、毎年、関係団体等（別紙）と連携し「不正改造車を排除する運動」を実施しています。今年6月の強化月間には、都道府県警察、（独）自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等の協力のもと街頭検査を重点的に実施しました。

1. 強化月間中の街頭検査実施実績

- ・実施回数：325回
- ・検査車両台数：22,936台（うち二輪自動車及び原動機付自転車 283台）

2. 確認された主な基準不適合

街頭検査の結果、1,027台に整備不良や不正改造による基準不適合が確認されました。主な内容は以下のとおりです。

車検切れ（台）・基準不適合（件）	
車検切れ	11台
車体・車枠（回転部分のはみ出し等）	212件
電気・灯火類（点滅灯火等違法な灯火器の使用等）	278件
騒音・排ガス（基準不適合マフラーの装着等）	87件
保安装置（着色フィルムの貼付等）	220件

3. 整備命令等の発令

基準不適合が確認された車両については、ユーザーに対して改善指導を行うとともに、そのうちその場で改善されなかった307台（うち二輪自動車及び原動機付自転車 44台）については道路運送車両法に基づき整備命令（※）を発令（原動機付自転車にあっては警告書を交付）しました。

国土交通省では今後とも関係機関と協力し、不正改造車の排除を積極的に推進してまいります。

（※）地方運輸局長は、保安基準不適合の状態等にある自動車の使用者に対して、期間を定め、保安基準に適合するよう必要な整備を行うべきことを命ぜることができ、これに従わない場合には、自動車の使用を停止することができる。
(道路運送車両法 第54条及び第54条の2)

【問い合わせ先】

国土交通省 自動車局 整備課 平川・下窪・小深田
TEL : 03-5253-8111 (内線:42428) 03-5253-8599 (直通) FAX : 03-5253-1639
環境政策課 中里・木戸
TEL : 03-5253-8111 (内線:42532) 03-5253-8604 (直通) FAX : 03-5253-1639

継続検査における自動車損害賠償責任保険の確認不十分について

国土交通省東北運輸局福島運輸支局において、管轄する運送事業者の車両が交通事故を惹起し、その際に自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)が未加入であることが発覚した旨、下記のとおりプレスリリースがありましたのでお知らせ致します。

別添



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《配布先》
東北電力記者会
福島県政記者クラブ

平成29年7月19日
国土交通省東北運輸局

継続検査における自動車損害賠償責任保険の確認不十分について

東北運輸局福島運輸支局において、管轄する運送事業者の車両が交通事故を惹起し、その際に自動車損害賠償責任保険(以下、「自賠責保険」という。)が未加入であることが発覚しました。

当該車両は、平成28年12月2日、福島運輸支局に保安基準適合証による継続検査の申請が行われた際、自賠責保険の保険期間が更新後の自動車検査証の有効期間の全部と重複していないにもかかわらず、整備工場が保安基準適合証を交付し、福島運輸支局が自動車検査証の有効期間を更新したものです。

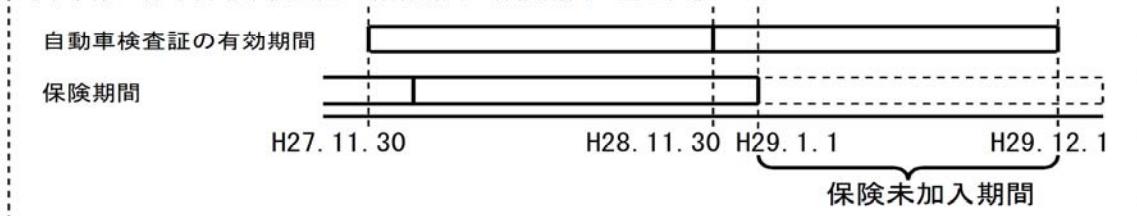
1. 事案の概要

福島運輸支局において、指定整備事業者から継続検査で保安基準適合証を交付した車両2台(運送事業者が使用者であるトラクタとトレーラ)が交通事故を惹起し、その際に自賠責保険が未加入であることが発覚したとの連絡(平成29年7月7日)があり、調査したところ事実と確認されました。

福島運輸支局の審査において、自賠責保険の保険期間の満了日についての確認が不十分であったことも原因の1つであり、自動車関係行政に対する信頼を著しく低下させるもので、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

- 当該車両の自動車検査証の有効期間満了日：平成29年12月1日
- 当該車両の自賠責保険の保険期間満了日：平成29年1月1日

【本事案に係る自動車検査証の有効期間と保険期間の整理図】



2. 再発防止対策

東北運輸局では、福島運輸支局に対し厳重に注意するとともに、再発防止対策として保安基準適合証の保険期間満了日に確認の印を付けるなど、継続検査の申請における確実な審査を行うよう改めて指示しました。

なお、東北運輸局管内において同種事案の調査を行ったところ、本事案が発生した年末繁忙期において他の問題はありませんでしたが、年度末繁忙期についても引き続き調査を行うこととし、管内の他の運輸支局等に対しても確実な審査体制の確立を図るよう指示しました。

3. 関係事業者への対応

当該自動車の使用者である運送事業者及び保安基準適合証を交付した整備工場については監査を実施しております。

【問い合わせ先】

東北運輸局自動車技術安全部技術課
担当：保刈、杉本
電話：022-791-7535（直通）

福島運輸支局検査整備保安部門
担当：近野、上久保
電話：024-546-0345

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートのデザイン決定のお知らせについて

国土交通省より、2020 年に東京で開催される「オリンピック・パラリンピック競技大会」に向けた特別仕様ナンバープレートのデザインが決定された旨、プレスリリースがされましたので下記のとおりお知らせ致します。

別添

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 29 年 8 月 8 日
自動車局自動車情報課

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 特別仕様ナンバープレート **デザイン決定!!**

～大会開催機運の盛り上げに貢献～

国土交通省では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を記念した特別仕様ナンバープレートの背景デザインを国民のみなさまから広くアイデアを募集し、デザイン選考委員会(委員長:秋元 雄史 東京藝術大学大学美術館 館長・教授／金沢 21 世紀美術館 特任館長)の審査等を経て、最終デザインを決定しました。

また、この特別仕様ナンバープレートの交付スケジュールを決定しました。

1. 特別仕様ナンバープレートのデザイン



図柄入りナンバー(寄付金付き)



エンブレム付きナンバー

〔背景デザインのコンセプト〕

様々な人々の個性(色)を尊重した未来の社会への希望を集約する光の表現としてイメージ、その様を多彩色のグラフィック表現でナンバープレートにデザインした。

TOKYO 2020 OFFICIAL LICENSED PRODUCT © Tokyo 2020

2. 交付スケジュール等

(1) 事前申込み開始日

平成 29 年 9 月 4 日(月) から

ご自身でウェブサイト (<http://www.graphic-number.jp>) でお申込みできます。もしくは、お近くのディーラー・整備工場にご相談ください。

(2) 交付開始日

平成 29 年 10 月 10 日(火) から

新車・中古車の購入時はもちろん、現在お乗りの車の車検時などで同じ番号ならいつでも交換が可能です。
また、オリンピックとパラリンピックのエンブレムを2枚1組で交付します。前後にどちらのエンブレムのものを取付けるかはユーザーの任意となります。

(3) 料 金

ナンバープレートの交付料金は地域により異なります。詳しくは、最寄りの運輸局・運輸支局等にお問い合わせください。なお、東京地区は 7,210 円(寄付金は別途)です。

(4) 寄付金による大会開催支援

1,000 円以上の寄付をして頂きますと図柄入りナンバーを選択することができます。

この寄付金は、大会開催に必要となる交通サービスの改善(バス・タクシーのバリアフリー化等)に充てられます。

【問い合わせ先】 国土交通省 自動車局 自動車情報課 本間・小柳

電話 : 03-5253-8111 (内線 42103) 直通 : 03-5253-8587 FAX : 03-5253-1639

自動車整備作業中の事故防止の再徹底について

自動車整備作業中の事故防止の再徹底について、関東運輸局自動車技術安全部長より自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会に、下記のとおり通達がきましたのでお知らせ致します。

関自整第360号
平成29年8月31日

自動車整備振興会
関東ブロック連絡協議会
会長 萩原 公明 殿

関東運輸局
自動車技術安全部長

自動車整備作業中の事故防止の再徹底について

自動車整備作業中の事故防止については、機会あるごとに注意喚起を図ってきており、平成27年11月に管内で発生した死亡事故を受け、「自動車整備作業中の事故防止について」（平成28年1月5日付け、関自整第520号）により自動車整備作業中の安全確保について万全を期すようお願いしたところです。

しかしながら、本年8月27日、千葉県内の自動車整備工場（指定）において、ダンプ車の完成検査中に自動車検査員が死亡するという重大な事故が発生しました。

当該事故の原因については現在、警察において捜査が進められているところですが、事業者からの報告によると、自動車検査員がダンプ車の完成検査を行っていた際、当該車両が後退したため、当該車両の荷台部分と後方に止めてあった車両に挟まれたとのことです。

整備工場において、作業従事者の安全を確保するということは、整備事業の維持・発展及び適切な事業運営に必要不可欠であり、また、優秀な若手人材を確保・育成していくためにも極めて重要な事項と考えます。

つきましては、このような痛ましい事故が二度と発生することがないよう、あらためて、作業手順の見直し（複数人で作業する場合の声かけなどについて）や作業マニュアルの確認・点検を行い、事故防止対策を確実に実施するよう傘下会員に指導するとともに、自動車整備作業中の安全確保を周知徹底し万全を期するようお願いします。

平成29年 秋の全国交通安全運動の実施について

平成29年9月21日（木）から30日（土）までの10日間、「秋の全国交通安全運動」が実施されます。各事業所においても、交通事故防止の徹底が図られますようご協力をお願いします。

運動期間

平成29年9月21日（木）～30日（土）までの10日間

※交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（土）

運動のスローガン

「乗せるのは 君の宝（かぞく）と その未来（あした）」

運動の重点

- (1) 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶
- (5) 二輪車の交通事故防止（本県重点）

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 68

【内容】トレーリングアーム曲がりの原因はペアリング交換時の作業ミス

- ・車名:輸入車
- ・登録年月:平成13年
- ・走行距離:80,000km

・相談日 平成28年8月29日

2年前の発生トラブルによる苦情。後輪タイヤ付近から異音がするので初めて利用する整備工場（認証）に作業を依頼した。工場の見立てではリヤのハブペアリングから発生しており、ペアリングの交換が行われた。作業完了後、乗ってみると異音が消えていないというか、別の音がするように感じられた。工場への問い合わせに対して、馴染みがついていないから少し様子を見てくれとの回答であった。2ヶ月後、別の整備工場に見て貰うと交換作業を行った箇所のトレーリングアームが内側に曲がっていると指摘された。工場側に状況説明を行ったところ保証整備を行うと提案されたが、不安なので了解の下に、曲がりを指摘した工場で最初に作業を行った整備工場の支払いにより作業が完了した。ペアリング交換の際、不具合はトレーリングアームに力を掛け過ぎて脱着作業を行った整備ミスから発生しており、走行中に壊れることを考えると恐怖感は大変なものであった。

弁護士を入れて、謝り賃（慰謝料に相当するものと思われる）を要求したが、応じてくれない。会社として対応できないのなら、作業担当者の名前を教えてくれと申し入れたが拒否されてしまった。作業者個人として責任を負って貰う考え方のこと。相談窓口から作業担当者を調べて欲しい。

【対応】

時間的な経過もあることから工場側に状況確認を行い、要望については伝えることにした。整備工場に確認の結果、整備ミスは認識しており保険対応により保証修理を行い誠心誠意対応したが、慰謝料的な要求には物的損害の補償までと考えており、相手方の弁護士さんにお答えしている。また、作業者の個人名等は事業者（個人事業主）としての仕事であり、作業者への不当な要求に発展する恐れから拒否をしているとのこと。

過去の経験から、人的被害が無くとも慰謝料を求められたケースは聞いてはいるが、相談窓口では判断していないことを伝えた。窓口では、整備保証は整備ミスに対して原状回復をさせるのが基本と考えている。

相談者には、確認事項を伝えると共に原状回復以外の金銭的なやり取りには関わらないことを伝えた。再度、弁護士に相談すること

油圧がかかるシール部位の点検整備について

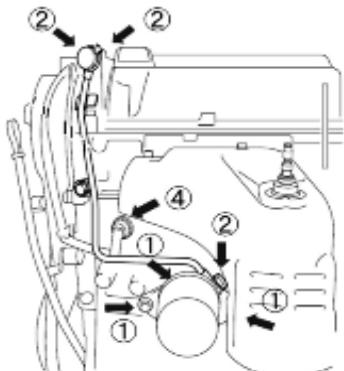
ダイハツ工業株式会社

昨今、自動車の使用期間が長期化していることは周知の事実であります。軽自動車も例外ではありません。それに伴ない、これまで以上に点検整備の重要性が増しています。

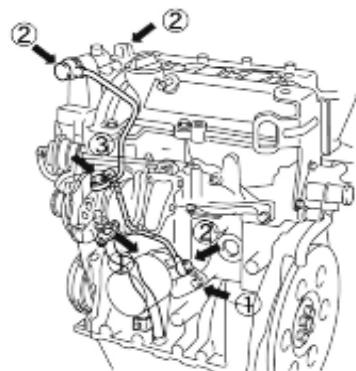
点検整備で検出される一例を挙げますと、エンジンのオイル漏れがあります。中でも特に油圧がかかる部位を整備していかなかったり、誤った整備が原因で後にエンジン焼き付き、最悪の場合は車両火災に至るケースがあります。今回、当社の車両（1990年代製）で油圧がかかる主な部位を紹介しますので、点検整備の際に重点的に点検するとともに適切な整備をお願いします。

また、シール部品が再使用不可の部位もありますので、製品毎の整備解説書等をご確認いただき、不用意に取り外した場合も再使用不可部品については確実に交換をお願いします。

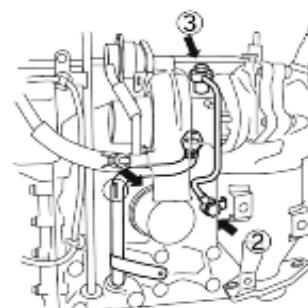
尚、オイルフィルタ等においては、多くの社外品が販売されていますが、安心・安全のため、当社純正品の使用をお奨めします。



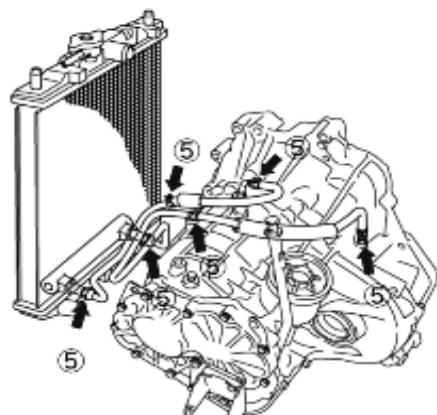
EFエンジン (NA)



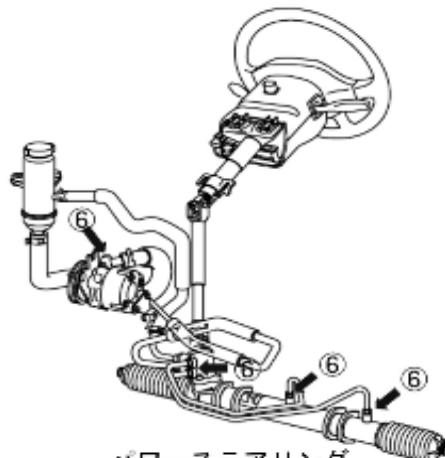
EFエンジン (TC)



JBエンジン



AT, CVT



パワーステアリング

代表部位】

- ①オイルフィルタ、オイルフィルタブラケット周辺
- ③ターボチャージャー周辺
- ⑤AT、CVTオイルクーラホース配管

- ②オイルパイプ、OCV（オイルコントロールバルブ）周辺
- ④オイルプレッシャースイッチ周辺
- ⑥パワーステアリング配管